電子申請方法

パソコンやスマートフォンで「ぴったりサービス」と検索。
 または、以下のQRコードを読み込む



② 市区町村「下松市(山口県)」とカテゴリ「救急・消防」を選択し、 検索する。

| 郵便番号または市区町村 | 抱を入力 | | | _ | | |
|---|--|----|-----------|----|---------------------------|--|
| 下松市(山口県) | | | 検乳 | N. | | |
| 山口県 | ة ٦ | 松市 | | • | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 2 検索条件を設定 | - 6 3 | | | | | |
| 2 検索条件を設定 | 2 (89) | | | | | |
| 検索条件を設置 検索方法を選択 カテゴリ () キー | 2 (89) -7-K | | | | | |
| 2 検索条件を設た 検索方法を選択 O カテゴリ 〇 キー カテゴリを選択(複数) | 2 099 -ワード 呈択可) | | | | | |
| 検索条件を設置 検索方法を選択 カテゴリ (キーカテゴリを選択(複数) すべて選択(運択)(選択) | E 10 線 -ワード 呈訳可) を解除 | | | | | |
| 検索条件を設置 検索方法を選択 カテゴリ (キーカテゴリを選択(複数) すべて選択(複数) すべて選択(選択) | E (88) -ワード 全 採可) を解除 □ 子育て | | □ 引越し・住まり | , | □ ご不幸 | |

③ 電子申請を行う届出の「詳しく見る」を選択

救急・消防



「申請する」を選択 **4**

消防計画作成(変更)届出 ^{消防計画作成(変更)届出}

⊕ オンライン申請

制度 火災予防

対象 防火(防災)管理者

● 概要

防火(防災)管理者が防火(防災)管理に係る消防計画を新たに作成又は一部を変更 した場合に届け出る手続きです。

- 手続期限

申請する

⑤ stepl から step5 まで順に入力。以降は画面に従い進めてください。

| step1 申請者情報入力 | 入力する |
|------------------|------|
| | |
| step2 申請情報入力 | |
| 消防計画作成(変更)届出 | 入力する |
| | |
| step3 入力内容確認 | 確認する |
| | |
| step4 添付書類登録 | 添付する |
| | |
| step5 電子署名・送信・印刷 | 送信する |

⑥ step2 で宛先は「下松市消防長」と入力してください。

| 山口県下松市 消防計画作成(変更)届出(完了率: 1 | L5%) | |
|--|--|---|
| step1 step2 step2 step2 p請者情報入力 p請情報入力 step2 p | tep3 step4 step5 ↓力内容確認 ☆付書類登録 電子署名・送信・印刷 | |
| step2 申請情報入力 下松 太郎さんの申請です。 | | |
| 届出日 ⑦ | 届出日 必須 | |
| | カレンダー(2013年03月15日~2023年03月13日) | |
| | 2023/03/13 | Ð |
| | | |
| 届出種別 | 届出種別 必須 | |
| | ○ 作成 | |
| | ○ 変更 | |
| 窃失 ⑦ | <u>宗生(中誌対象物を答辞する消防業長々などを入力) ※須</u> | |
| | 全角、30文字以下 | |
| | 下松市消防長 | |

⑦ step5 まで入力後「送信する」を選択してださい。

山口県下松市 消防計画作成(変更)届出(完了率:90%) step1 申請者情報入力 ^b step2 申請情報入力 ^b step3 入力内容確認 ^b step4 添付書類登録 ^c 電子署名・送信・印刷

step5 電子署名・送信・印刷

送信を実行

手続の送信を実行します。よろしければ、「送信する」ボタンを押してください。

申請先 山口県 下松市 手続名 消防計画作成(変更)届出



⑧ 「申請完了」の画面が出れば、電子申請完了です。

山口県下松市 消防計画作成(変更)届出(完了率:100%)

申請完了

申請を正しく受け付けました

step1申請者情報入力でメールアドレスを入力していた場合、受付完了の通知をお送りしていますのでご確認ください

申請先窓口
山口県 下松市
今回申請された手続
火災予防 消防計画作成(変更)届出
受付番号
990313052087570

消防本部での受理作業が完了すると、消防本部から「手続き完了メール」 が送信されます。申請データの控え(申請書(PDF 方式)及び添付資料)と 一緒に保管してください。

副本(正本の写し)のダウンロードについて

電子申請では、副本(正本の写し)が返却されません。

「申請様式の控え(PDF 方式)」が副本の代わりとなりますので、必 ずダウンロードしてください。

また、「申請データ(CSV 方式)」をダウンロードし保存しておくと、 修正事項や変更があった場合に再申請する際や、今後同じ手続きを行 う際に、スムーズに申請を行うことができるため、ご活用ください。

申請様式の控え(PDF形式)および申請データ(CSV形式)のダウンロード

申請様式の控え(PDF形式)および申請完了後の申請データ(CSV形式)をダウンロードできます。

ファイルを保存いただくことを推奨いたします。 次回も同じ手続を申請する場合や、再申請が必要になった場合、こちらでダウンロードした申請データ(CSV形式)をご利用 できますので大切に保存してください。

